

平成30年7月20日

平塚市監査委員	高梨	秀美
同	大塚	政弘
同	須藤	量久
同	吉野	和美

監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象範囲及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する平成29年度の財務に関する事務及び財産の管理事務

- (1) 公営事業部 事業課
- (2) 福祉部 福祉総務課 生活福祉課

2 監査の実施期間

平成30年5月14日から平成30年6月27日まで

3 監査の方法及び監査項目

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- (1) 事務事業及び管理運営事項
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
契約事務、補助金等の事務
- (4) 財産の管理事務
- (5) 庶務その他事務

4 監査の結果

公営事業部

(1) 事業課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適正に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務については、調定伝票を売店賃貸料においては賃貸借契約書に定める時期より後に、また払戻し及び返還金時効収入においては自転車競技法に定められた時効

が成立するより前の日付で作成した誤りがあった。その他競輪場施設利用料等に納期限の未設定が多数あったので、平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
平塚競輪場	平成 29 年度に実施した建築基準法第 12 条の定めに基づく点検において、非常用照明の不点灯、外壁コンクリートの爆裂、天井仕上げ材の脱落など、改善を要するとされたものが 54 か所あり、うち未対応の部分が 41 か所あった。

福祉部

(1) 福祉総務課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適正に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務については、行政財産使用料等に納期限の未設定及び納入者による納付の遅延が多数あり、また国庫支出金では調定を当初交付決定時ではなく変更交付決定時に作成していた誤りがあった。

契約事務については、委託料において契約書に定められた経費の精算及び委託事務の執行報告書の提出期限が実際の業務にそぐわないものがあり、また需用費の執行にあたり平塚市契約規則で定める契約書を省略できる場合に該当しないにもかかわらず契約書を作成せず見積書により行っていたものがあった。

平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
南部福祉会館	良好に管理されていた。

(2) 生活福祉課

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

以 上